

平成 30 年度難病指定医の指定に係る研修について

(H30.5.8 掲載)

平成 30 年度神奈川県難病指定医の指定に係る研修について、下記のとおり実施いたします。

研修の受講を希望される方は、「5 研修の申込について」に従い、下記申込先までお申し込み下さい。

1 目的

難病指定医の果たす役割や臨床調査個人票（新規及び更新用）の作成に必要な指定難病の診断又は治療に関する一般的及び専門的知識を習得するため。

2 対象者

- (1) 既に指定を受けている医師（「14T」から始まる指定医番号をお持ちの方）で、平成 31 年度中に指定有効期間が終了する医師
- (2) 「学会が認定する専門医の資格を持たない医師」で、新規に難病指定の指定を受けることを希望する医師【診断又は治療に5年以上従事した経験（※臨床研修期間を含む）を有する医師】

※ 専門医資格により指定を受けている医師（「14S」から始まる指定医番号をお持ちの方）は、更新時に引き続き専門医資格をお持ちであれば、研修を受講する必要はありません。

専門医資格等

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/documents/918950.pdf>

※ 原則として、**神奈川県内に所在する医療機関を主たる勤務先とする医師**が対象です。他都道府県で勤務している方もお申し込みいただくことはできますが、定員を超過する場合は、県内に勤務している方を優先させていただきますので、予め御了承ください。

3 研修内容

- (1) 難病の医療費助成制度等について
- (2) 難病医療費助成に係る実務について
- (3) 代表的な疾患の診断等について

4 開催日程及び研修会場等

※会場は全て、神奈川県総合医療会館7階講堂 横浜市中区富士見町 3-1

※時間は全て、9:30~12:00（受付9時）

回数	日時	定員	申込期限
第1回	平成30年 6月17日(日)	250名	平成30年 5月25日(金)
第2回	平成30年10月 7日(日)	250名	平成30年 9月14日(金)

第3回	平成30年12月16日(日)	250名	平成30年11月22日(木)
第4回	平成31年2月3日(日)	250名	平成31年1月11日(金)

※上記第1回から第4回のうち、いずれか1回の研修を受講して下さい。

※研修を受講して難病指定の指定を受けた場合、全ての指定難病(331疾病)の臨床調査個人票を作成することができます。

5 研修の申込について

上記、第1回から第4回の研修について、随時申込を受け付けていますので、以下の申込方法をご確認のうえ、各申込期限までに申込んで下さい。

○申込方法

以下の申込書により、FAXにて下記申込先までお申込下さい。

平成30年度神奈川県難病指定医の指定に係る研修 申込書

6 申込期限

上記「4 開催日程及び研修会場等」をご参照ください。

ただし、申込期限前であっても、定員に達した場合は締め切ります。

7 申込先

公益社団法人 神奈川県医師会地域保健課

【FAX 045-241-1464】

8 受講者の選定について

- ・各回とも、先着順により受講者を決定します。
- ・本研修は原則として、神奈川県内に所在する医療機関を主たる勤務先とする医師が対象です。受講者の選定に当たっては、県内に勤務している方を優先させていただきますので、予めご了承ください。
- ・**受講決定者には、研修日の概ね1週間前までに、申込書に記載した送付先に「受講決定通知兼受講確認書」をお送りします。**

9 当日ご持参いただくもの

- ・**「受講決定通知兼受講確認書」(研修の受付及び修了証書との引き換えに必要としますので必ずご持参ください)**
- ・筆記用具

10 留意事項

原則として、研修に遅刻・早退した場合は、修了証書の発行はしません。再受講が必要となります。

11 修了証交付後の手続き

研修を受講され、修了証が交付されましたら、難病指定医の指定、更新にかかる申請を行う必要があります。

ただし、これまで神奈川県から指定を受けていた方のうち、主に勤務する医療機関の所在地が指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）の場合は、申請等の手続きは各政令指定都市で行うこととなりますので、申請先につきましてお間違えの無いようご注意ください。（平成30年度から各指定都市も難病指定医の指定等に係る事務を行うこととなりました。）

12 問合せ先

【研修に関する一般的な問合せ】

○神奈川県医師会地域保健課 和田・會澤 電話：045-241-7000

【指定医制度に関する問合せ】

○神奈川県（指定都市を除く）に所在する医療機関を主たる勤務先とする方の問合せ先

神奈川県保健医療部がん・疾病対策課 難病対策グループ

電話：045-210-4777

もしくは：045-210-1111（県庁代表番号） 内線 4777

難病指定医師の申請・更新等について（下記HPを参照してください）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/p333856.html>

○横浜市に所在する医療機関を主たる勤務先とする方の問合せ先

横浜市健康福祉局保健事業課 難病対策担当

電話：045-671-4405

難病指定医の申請について（下記HPを参照してください。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/nanbyo/tokuteiiryohi-iryokikanmuke.html>

○川崎市に所在する医療機関を主たる勤務先とする方の問合せ先

川崎市健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 難病医療担当

電話：044-200-1979

難病指定医の申請について（下記HPを参照してください）

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096553.html>

○相模原市に所在する医療機関を主たる勤務先とする方の問合せ先

相模原市健康福祉局保健所疾病対策課難病対策班

電話：042-769-8324

難病指定医の申請について（下記HPを参照してください）

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/nanbyo/1013678.html>